

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	都城市 介護保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮崎県 都城市長

## 公表日

令和5年8月28日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため</li> <li>・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため</li> <li>・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため</li> <li>・医療保険関係情報は、医療費情報等を基に、高額医療合算高額介護サービス費の給付事務を行うため</li> <li>・介護、高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月 予定
⑥事務担当部署	介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、保険年金課、市民税課、保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国保連合会伝送システム )								
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	介護保険課、各総合支所市民生活課、各地区市民センター							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I-2-②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用								
	情報の突合	被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。							
⑥使用開始日	平成27年10月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [ ] <input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
<b>委託事項1</b>									
①委託内容									
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名									
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> 再委託する [ ] <input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 19 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時



<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時





提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第56の2項)
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 1万人以上10万人未満 ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
提供先12	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第58)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 1万人以上10万人未満 ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時



<b>提供先15</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第80)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第87)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時





<b>移転先1</b>	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10の3
②移転先における用途	住民票の介護保険の資格に関する事項
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 30項
②移転先における用途	国民健康保険業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時

<b>移転先3</b>	保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15項
②移転先における用途	生活保護業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
<b>移転先4</b>	福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 84項
②移転先における用途	障害福祉業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて都城市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	事由発生の都度随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	IDとパスワードで入室管理しているサーバー室で、IDとパスワードを利用しないとアクセスできないサーバー内に保管する。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

項目は以下のとおり。

(1) 介護保険情報ファイル 1 / 6

固定資産税情報ファイル		
No.	項目名	
1	利用団体コード	61 市外局番
2	住民コード	62 局番
3	被保険者番号	63 内線
4	世帯コード	64 証種類
5	資格区分	65 証交付状態区分
6	異動事由	66 交付事由
7	変更年月日	67 有効期限
8	届出年月日	68 二次判定要介護度
9	取得事由	69 認定有効期間開始日
10	取得異動年月日	70 認定有効期間終了日
11	取得届出年月日	71 交付年月日
12	喪失事由	72 保険証返還通知年月日
13	喪失異動年月日	73 保険証回収年月日
14	喪失届出年月日	74 更新区分
15	変更事由	75 メモ区分
16	変更異動年月日	76 メモ内容
17	変更届出年月日	77 登録日
18	合併前利用団体コード	78 賦課年度
19	更新職員番号	79 照会業務
20	更新処理年月日	80 照会先市区町村コード
21	更新処理時刻	81 発送年月日
22	異動区分	82 受付年月日
23	開始異動年月日	83 調定年月日
24	開始届出年月日	84 賦課期日
25	廃止異動年月日	85 最新資格区分
26	廃止届出年月日	86 取得年月日
27	ケース番号	87 喪失年月日
28	代理納付開始年月	88 資格区分賦課
29	代理納付終了年月	89 旧市区町村区分賦課
30	年度	90 旧市区町村区分
31	証書記号	91 生保開始年月日
32	証書番号	92 生保廃止年月日
33	証書枝番	93 生保区分賦課
34	支給開始年月	94 生保区分
35	支給停止始期	95 高齢開始年月
36	支給停止終期	96 高齢終了年月
37	支給区分	97 高齢年金区分賦課
38	旧措置区分	98 高齢年金区分
39	適用年月日	99 境界層開始年月日
40	終了年月日	100 境界層終了年月日
41	施設入所異動年月日	101 境界層区分賦課
42	施設入所届出年月日	102 境界層区分
43	施設入所届出区分	103 所得段階区分賦課
44	施設退所異動年月日	104 合計所得
45	施設退所届出年月日	105 本人課税区分
46	施設退所届出区分	106 世帯課税区分
47	施設退所理由	107 各月年料額
48	施設種別	108 月割前年料額
49	施設コード	109 月割増減額
50	保険者コード	110 減免額
51	所得段階区分	111 端数
52	決定区分	112 調定額
53	決定年月日	113 更正理由
54	開始年月	114 徴収区分
55	終了届出年月日	115 特徴開始期
56	交付履歴 S E Q	116 特徴終了期
57	申請年月日	117 普徴開始期
58	本人との関係	118 普徴終了期
59	申請者氏名	119 特別徴収額
60	申請者住所	120 特別徴収合計額
		121 普通徴収額
		122 普通徴収合計額
		123 仮徴収停止年月日
		124 仮徴収停止理由
		125 本徴収停止年月日
		126 本徴収停止理由
		127 基礎年金番号
		128 特別徴収義務者コード
		129 年金コード
		130 期割計算備考
		131 通知書発行日
		132 世帯構成員コード
		133 続柄
		134 課税区分
		135 レコード区分
		136 都道府県コード
		137 市町村コード
		138 通知内容コード
		139 特別徴収制度コード
		140 作成日
		141 生年月日
		142 性別
		143 氏名カナ
		144 シフトコード
		145 氏名漢字
		146 郵便番号
		147 住所カナ
		148 住所漢字
		149 各種区分
		150 処理結果
		151 後期移管コード
		152 各種年月日
		153 金額
		154 特別徴収区分
		155 住所地特例区分
		156 媒体コード
		157 回付先区分
		158 捕捉年月
		159 進捗区分
		160 年金証書記号番号
		161 申請結果区分
		162 登録年月日
		163 通知年月日
		164 減免登録区分
		165 減免率分子
		166 減免率分母
		167 認定状態区分
		168 申請区分
		169 申請者関係コード
		170 申請者宛名コード
		171 指定代行業者コード
		172 申請者名
		173 要介護認定申請受理日
		174 要介護認定申請番号
		175 受付場所コード
		176 要介護認定申請理由
		177 入所施設コード
		178 老人保健市町村番号
		179 老人保健受給者番号
		180 資格者証通知日
		181 資格者証通知書番号
		182 2号医療保険者コード
		183 2号医療保険者名
		184 2号医療保険証記号

(1) 介護保険情報ファイル 2 / 6

185	2号医療保険証番号	247 訪問通所区分支給限度基準額	309 調査結果第3群
186	2号医療保険資格取得日	248 訪問通所有効開始日	310 調査結果第4群
187	2号特定疾病	249 訪問通所有効終了日	311 調査結果第5群
188	廃止区分	250 短期入所区分支給限度基準額	312 調査結果第6群
189	廃止理由	251 短期入所有効開始日	313 調査結果第7群
190	廃止日	252 短期入所有効終了日	314 特別な医療
191	廃止通知日	253 訪問介護種類支給限度基準額	315 調査結果第10群
192	廃止書番号	254 訪問入浴介護種類支給限度基準額	316 一次判定警告コード
193	取消通知書提出期限	255 訪問看護種類支給限度基準額	317 コメント等
194	意見書作成区分	256 訪問リハ種類支給限度基準額	318 削除区分
195	主治医医療機関コード	257 通所介護種類支給限度基準額	319 事業所番号
196	主治医コード	258 通所リハ種類支給限度基準額	320 回答日
197	意見書作成医医療機関コード	259 福祉用具貸与種類支給限度基準額	321 判定日
198	意見書作成医コード	260 短期入所生活介護種類支給限度基準額	322 二次予防事業区分
199	診断有無区分	261 短期入所療養介護種類支給限度基準額	323 有効期間開始日
200	診断開始日	262 認定通知書通知日	324 有効期間終了日
201	診断終了日	263 認定通知書通知書番号	325 基本チェックリスト回答
202	診断開始時刻	264 被保険者証通知日	326 身長

203	診断終了時刻	265	転入前保険者コード	327	体重
204	診断場所コード	266	転入前受給資格証明書発行日	328	BMI
205	診断命令書通知日	267	受給資格証明書通知日	329	入所年月日
206	診断命令書通知書番号	268	受給資格証明書通知書番号	330	入所理由コード
207	意見書作成依頼日	269	処分延期回数	331	退所年月日
208	意見書作成依頼書通知日	270	処分延期理由コード	332	退所理由コード
209	意見書作成依頼書通知書番号	271	処分延期決定日	333	作成区分
210	意見書作成依頼書提出期限	272	処分延期認定予定日	334	届出区分
211	意見書作成日	273	処分延期通知書通知日	335	支援事業者番号
212	意見書入手日	274	処分延期通知書番号	336	変更理由コード
213	意見書番号	275	変更後二次判定要介護度	337	減免種類区分
214	意見書その他意見	276	変更後認定有効期間開始日	338	申請日
215	訪問調査回数	277	変更後認定有効期間終了日	339	決定日
216	訪問調査希望日	278	二次判定変更理由	340	決定理由コード
217	調査同意日	279	要介護認定変更日	341	交付日
218	調査同意書番号	280	要介護認定変更通知日	342	通知日
219	調査委託事業者コード	281	更新認定お知らせ通知日	343	通知書番号
220	訪問調査員コード	282	更新認定お知らせ通知書番号	344	負担額
221	調査委託日	283	申請受渡区分	345	給付率
222	訪問調査票提出期限	284	認定取込区分	346	減免率
223	訪問調査依頼書通知日	285	認定ソフト区分	347	施設区分
224	訪問調査依頼書通知書番号	286	一次判定結果（認知症加算）	348	公費負担者番号
225	訪問調査日	287	基準時間	349	受給者番号
226	訪問調査開始時刻	288	基準時間合計	350	更新お知らせ通知日
227	調査結果入手日	289	中間評価項目	351	更新お知らせ通知書番号
228	調査票番号	290	サービス回数	352	基準年月日
229	一次判定日	291	分類毎基準時間	353	利用者負担段階
230	一次判定要介護度	292	意見書結果	354	勧奨通知作成日
231	審査会依頼日	293	運動能力低下指標	355	異動年月
232	審査会合議体コード	294	障害高齢者自立度	356	申請事業者番号
233	審査会開催番号	295	認知症高齢者自立度	357	申請受理日
234	審査会資料回付日	296	自立度組合せ	358	申請事由
235	審査会会場コード	297	重度指標	359	申請番号
236	審査会開始時刻	298	軽度指標	360	申請者郵便番号
237	審査会終了時刻	299	現在の状況	361	申請者方書
238	二次判定日	300	住宅改修	362	申請者電話番号
239	一次判定変更理由	301	状態の安定性	363	居室種別
240	認定有効月数	302	蓋然性評価コード	364	課税層の特例減額措置対象
241	審査会意見	303	蓋然性評価%	365	実質的負担軽減者区分
242	サービス種類限定区分	304	推定給付区分	366	負担限度額食費
243	認定有効期間開始日	305	要介護1の場合の状態像	367	負担限度額ユニット型個室
244	認定有効期間終了日	306	現在のサービス区分コード	368	負担限度額ユニット型準個室
245	要介護認定日	307	調査結果第1群	369	負担限度額従来型個室（特養）
246	要介護認定認定理由コード	308	調査結果第2群	370	負担限度額従来型個室（老健、療養）

(1) 介護保険情報ファイル 3 / 6

371	負担限度額多床室	433	短期入所支給限度基準額	495	中止年月日
372	特定入所認定区分	434	短期入所上限管理適用開始日	496	中止理由コード
373	認定取消日	435	短期入所上限管理適用終了日	497	入所入院年月日
374	認定取消理由	436	公費負担上限額減額の有無	498	退所退院年月日
375	通知回数	437	償還払化開始日	499	入所入院実日数
376	交付回数	438	償還払化終了日	500	外泊日数
377	措置区分	439	給付率引下げ開始日	501	退所後の状態コード
378	決定通知日	440	給付率引下げ終了日	502	保険給付率
379	決定通知書番号	441	減免申請中区分コード	503	保険請求額
380	決定提出期限日	442	利用者負担区分コード	504	保険利用者負担額
381	適用開始日	443	利用者負担給付率	505	保険緊急時施設療養費請求額
382	適用終了日	444	利用者負担適用開始日	506	保険特定診療費請求額
383	解除日	445	利用者負担適用終了日	507	保険食事提供費請求額
384	要介護認定申請日	446	標準負担区分コード	508	サービス単位数
385	滞納原因年度	447	標準負担額	509	請求額
386	滞納原因期別	448	標準負担額適用開始日	510	緊急時施設療養費請求額
387	予告日	449	標準負担額適用終了日	511	特定診療費請求額
388	予告通知日	450	特定入所申請中区分コード	512	決定保険サービス単位数
389	予告通知書番号	451	特定入所区分コード	513	決定保険請求額
390	弁明通知日	452	課税層特例対象	514	決定保険利用者負担額
391	弁明提出期限日	453	負担限度適用開始日	515	決定保険緊急時施設療養費請求額
392	弁明受理日	454	負担限度適用終了日	516	決定保険特定診療費請求額
393	弁明理由コード	455	社福決入軽減率	517	決定保険食事提供費請求額

394	減額期間算出開始日	456	社福法人軽減適用開始日	518	決定サービス単位数
395	減額期間算出終了日	457	社福法人軽減適用終了日	519	決定請求額
396	未納時効消滅額	458	小規模多機能型居宅介護利用の有無	520	決定利用者負担額
397	保険料納付済期間	459	後期保険者番号	521	決定緊急時施設療養費請求額
398	納付額	460	後期被保険者番号	522	決定特定診療費請求額
399	年賦課額	461	国保保険者番号	523	決定食事提供費請求額
400	決定納付期限日	462	国保被保険者証番号	524	警告区分
401	却下日	463	国保個人番号	525	サービス項目コード
402	却下理由	464	送付区分	526	回数回数
403	控除日	465	処理対象年月	527	対象日数
404	控除提出期限	466	訂正区分	528	対象サービス単位数
405	控除通知日	467	訂正日	529	決定後単位数
406	控除通知書番号	468	コントロール区分	530	決定後日数回数
407	償還払申請日	469	被保険者氏名漢字	531	決定後対象日数
408	整理番号	470	電話番号	532	決定後サービス単位数
409	一時差止区分コード	471	帳票出力順序コード	533	決定後対象サービス単位数
410	利用日	472	保険給付支払一時差止開始日	534	過剰回数
411	一時差止給付額	473	保険給付支払一時差止終了日	535	緊急時施設療養情報レコード順次番号
412	期別	474	保険給付支払一時差止区分コード	536	緊急時傷病名
413	控除保険料	475	保険給付支払一時差止金額	537	緊急時治療開始年月日
414	納期限	476	一時差止対象サービス種類コード	538	往診日数
415	異動区分コード	477	世帯主被保険者番号	539	往診医療機関名
416	証記載保険者番号	478	世帯所得区分コード	540	通院日数
417	被保険者氏名カナ	479	所得区分コード	541	通院医療機関名
418	性別コード	480	高齢福祉年金受給の有無	542	緊急時治療管理単位数
419	資格取得年月日	481	利用者負担第2段階	543	緊急時治療管理日数
420	資格喪失年月日	482	支給申請書出力の有無	544	緊急時治療管理小計
421	広域連合保険者番号	483	入力識別番号	545	リハビリテーション点数
422	申請種別コード	484	交換情報識別番号	546	処置点数
423	変更申請中区分コード	485	レコード種別コード	547	手術点数
424	みなし要介護区分コード	486	給付実績作成区分コード	548	麻酔点数
425	要介護状態区分コード	487	給付実績区分コード	549	放射線治療点数
426	居宅サービス計画作成区分コード	488	負担者番号	550	緊急時施設療養費合計点数
427	居宅介護支援事業所番号	489	要介護状態区分	551	所定疾患施設療養費傷病名
428	居宅サービス計画適用開始日	490	旧措置入所者特例コード	552	所定疾患施設療養費開始年月日
429	居宅サービス計画適用終了日	491	認定有効期間開始年月日	553	所定疾患施設療養費単位数
430	訪問通所支給限度基準額	492	認定有効期間終了年月日	554	所定疾患施設療養費日数
431	訪問通所上限管理適用開始日	493	居宅サービス計画作成区分	555	所定疾患施設療養費小計
432	訪問通所上限管理適用終了日	494	開始年月日	556	決定後往診日数

(1) 介護保険情報ファイル 4 / 6					
557	決定後通院日数	619	利用者負担額合計	681	決定後分出来高単位数合計
558	決定後緊急時治療管理単位数	620	負担額合計	682	決定後分出来高請求額
559	決定後緊急時治療管理日数	621	本人負担月額	683	軽減率
560	決定後リハビリテーション点数	622	決定後費用単価	684	利用者負担総額
561	決定後処置点数	623	決定後日数	685	軽減額
562	決定後手術点数	624	決定後費用額	686	軽減後利用者負担額
563	決定後麻酔点数	625	決定後保険分請求額	687	決定後利用者負担総額
564	決定後所定疾患施設療養費単位数	626	決定後負担額(明細)	688	決定後軽減額
565	決定後所定疾患施設療養費日数	627	決定後利用者負担額	689	決定後軽減後利用者負担額
566	特定診療情報レコード順次番号	628	決定後費用額合計	690	対象年月
567	傷病名	629	決定後保険分請求額合計	691	帳票レコード種別
568	保険回数	630	決定後利用者負担額合計	692	保険者番号
569	保険サービス単位数	631	決定後負担額合計	693	支援事業所番号
570	保険指導管理料等	632	決定後請求額	694	給付管理票作成区分コード
571	保険単純エックス線	633	決定後本人負担月額	695	給付管理票作成年月日
572	保険リハビリテーション	634	指定基準該当等事業所区分コード	696	給付管理票種別区分コード
573	保険精神科専門療法	635	単位数単価	697	給付管理票明細番号
574	保険合計単位数	636	居宅サービス計画作成依頼届出年月日	698	被保険者生年月日
575	回数	637	サービス計画費明細番号	699	被保険者性別コード
576	指導管理料	638	サービスコード	700	限度額適用開始年月
577	単純エックス線	639	サービス単位数合計	701	限度額適用終了年月
578	リハビリテーション	640	担当介護支援専門員番号	702	支給限度額
579	精神科専門療法	641	摘要	703	サービス計画作成区分コード
580	合計単位数	642	決定後サービス単位数	704	サービス事業所番号
581	決定後保険回数	643	決定後サービス単位数合計	705	事業所区分コード
582	決定後保険サービス単位数	644	決定後請求金額	706	給付計画単位数
583	決定後保険合計単位数	645	決定後利用者負担額	707	前月迄給付計画日数
584	決定後保険指導管理料等	646	福祉用具購入年月日	708	指定サービス分小計
585	決定後保険単純エックス線	647	福祉用具商品名	709	基準該当サービス小計
586	決定後保険リハビリテーション	648	福祉用具種目コード	710	給付計画合計単位数
587	決定後保険精神科専門療法	649	福祉用具製造事業者名	711	委託先支援事業所番号
588	決定後回数	650	福祉用具販売事業者名	712	委託先担当介護支援専門員番号
589	決定後合計単位数	651	購入金額	713	SEQ
590	決定後指導管理料	652	摘要品目コード	714	限度額管理年度
591	決定後単純エックス線	653	住宅改修着工年月日	715	福祉用具細目コード
592	決定後リハビリテーション	654	住宅改修事業者名	716	福祉用具製造事業者コード
593	決定後精神科専門療法	655	住宅改修を行った住宅の住所	717	福祉用具販売事業者コード
594	基本食提供費用提供日数	656	改修金額	718	審査方法区分コード
595	基本食提供費用提供単価	657	負担番号	719	審査結果
596	基本食提供費用提供金額	658	支給額	720	整理番号SEQ
597	特別食提供費用提供日数	659	サービス実日数	721	所有者関係コード

596	特別食提供費用提供単価	660	計画単位数	723	所有者住民コード
599	特別食提供費用提供金額	661	限度額管理対象単位数	723	所有者
600	食事提供延べ日数	662	限度額管理対象外単位数	724	住宅改修区分コード
601	対象食事提供延べ日数	663	短期入所計画日数	725	住宅改修完成年月日
602	食事提供費合計	664	短期入所実日数	726	住宅改修事業者コード
603	標準負担額月額	665	保険単位数合計	727	住宅改修住所別初回フラグ
604	食事提供費請求額	666	保険単位数単価	728	住宅改修住所別リセット
605	標準負担額日額	667	単位数合計	729	取消区分
606	決定後基本食提供費用提供単価	668	利用者負担額	730	償還状態区分
607	決定後特別食提供費用提供単価	669	保険分出来高単位数合計	731	申請書区分
608	決定後食事提供費請求額	670	保険分出来高請求額	732	処理年
609	特定入所者介護サービス費情報レコード順次番号	671	保険分出来高利用者負担額	733	申請理由
610	費用単価	672	分出来高単位数合計	734	受領委任契約区分
611	負担限度額	673	分出来高請求額	735	受領委任契約事業者コード
612	日数	674	分出来高利用者負担額	736	支払方法区分コード
613	費用額	675	決定後短期入所実日数	737	窓口払支払場所
614	保険分請求額	676	決定後単位数合計	738	窓口払開始日
615	負担額(明細)	677	決定後保険請求分請求額	739	窓口払終了日
616	利用者負担額	678	決定後単位数合計	740	窓口払開始曜日
617	費用額合計	679	決定後保険分出来高単位数合計	741	窓口払終了曜日
618	保険分請求額合計	680	決定後保険分出来高請求額	742	窓口払開始時間

(1) 介護保険情報ファイル 5 / 6

743	窓口払終了時間	805	支店名
744	科目コード	806	支店名カナ
745	科目枝番	807	名義人カナ
746	支店名コード	808	振込金額
747	名義人(カナ)	809	新規コード
748	貸付状態区分	810	振込指定コード
749	貸付番号	811	番号
750	貸付額	812	更新処理日
751	本人支払額全体額		
752	支払金額合計		
753	自己負担額		
754	審査後保険請求額		
755	決定理由		
756	国保連決定通知書番号		
757	単位数		
758	増減単位		
759	支給金額		
760	審査自庁区分		
761	送付対象区分		
762	認定申請中フラグ		
763	減免申請中フラグ		
764	給付制限中フラグ		
765	利用者団体コード		
766	審査年月		
767	サービス提供年月		
768	事業者コード		
769	事業者名		
770	サービス種類コード		
771	サービス費用額		
772	サービス費用合計額合計		
773	算定基準額		
774	支払済金額合計		
775	高額支給額		
776	判定結果		
777	再審査回数		
778	異動フラグ		
779	異動SEQ		
780	識別番号		
781	住所地特例		
782	申請市町村コード		
783	請求金額		
784	領収書金額		
785	受領委任区分		
786	支給予定年月日		
787	支給年月日		
788	不支給理由		
789	連番		
790	調整区分		
791	調整年月日		
792	調整金額		
793	業務コード		
794	枝番		
795	支給予定日		
796	金融機関コード		
797	支店コード		
798	預金種別コード		
799	口座番号		
800	データ作成日		
801	確定日		
802	支給日		
803	金融機関名		

803	金融機関カナ		
804	金融機関名カナ		

(1) 介護保険情報ファイル 6 / 6			
宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称住所
11	住民区分	71	通称方書
12	産業分類コード	72	管理コード
13	増事由コード	73	新住民コード
14	住民増異動日	74	転出先コード
15	住民増届出日	75	合併前市町村コード
16	減事由コード	76	住民票異動SEQ
17	住民減異動日	77	個人番号
18	住民減届出日	78	管轄コード
19	住民となった異動日	79	連番
20	住民となった届出日	80	電話区分
21	帰化日	81	市外局番
22	カナ氏名	82	局番
23	氏名	83	番号
24	生年月日元号	84	内線
25	生年月日	85	有効期間から
26	死亡日元号	86	有効期間まで
27	死亡日	87	納付方法コード
28	性別	88	金融機関コード
29	続柄	89	支店名コード
30	混合続柄	90	預金種別コード
31	保護者コード	91	口座番号
32	保護者続柄	92	名義人(カナ)
33	カナ屋号	93	名義人住民コード
34	屋号	94	更新職員番号
35	世帯コード	95	更新処理日
36	代表者カナ	96	科目コード
37	代表者氏名	97	送付先住民コード
38	混合世帯カナ	98	送付先郵便番号
39	混合世帯主名	99	送付先住所
40	世帯内ソートキー	100	送付先方書
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先カナ氏名
42	住定日	102	送付先氏名
43	住定届出日	103	管理人区分
44	郵便番号	104	管理人住民コード
45	住所区分	105	脱退事由コード
46	市町村コード	106	納付組合コード
47	大字コード	107	送達区分
48	本番	108	宛先
49	枝番	109	開始日
50	小枝番	110	閉鎖日
51	小小枝番	111	閉鎖事由コード
52	マンションコード	112	送信拒否開始時間
53	棟コード	113	送信拒否終了時間
54	部屋コード	114	外国人登録番号
55	住所	115	公称カナ
56	方書	116	公称名
57	小学校区コード	117	併記名
58	中学校区コード	118	国籍
59	投票区コード	119	在留資格
60	自治会コード	120	在留期間
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出・申請の窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。（本人確認は、二重チェック体制により審査する。） 住基ネットを通じての入手は、対象者以外の情報を入手できない仕組みが担保されている。 届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	統合宛名システムは、定められた業務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムでは、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 統合宛名システムへは権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 職員毎に個人番号が利用可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 なりすましによる不正防止の観点から、共用IDの利用を禁止する。 ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
その他の措置の内容	情報を扱う操作記録を記録し、必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。 職員向けの研修において、事務外利用の禁止等について指導する。 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口端末においては端末を一定時間使用しない場合、シャットダウンすることとする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。</li> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由による、照会にのみ提供できる仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報提供が提供されることを防止する。</p> <p>情報提供ネットワークシステムにおいてのリスク及びそのリスクに対する措置については、今後国が作成、公表を行う情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価において明示される予定である。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 発生なし	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 発生あり <input type="checkbox"/> 2) 発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		
その他の措置の内容	ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、提供される修正パッチの適用等十分に行っている。 電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠するとともに、サーバー室への入室管理も徹底している。 火災によるデータの消失を防ぐために、消火設備も完備している。		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・特定個人情報の記載された帳票等においては、保存期間を過ぎた場合、機密文書として廃棄する。また可能な限り印刷をしないこととする。</p> <p>・情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実にを行う。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。</p>			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>事務担当部署が使用部署に対し、個人番号関係の必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。</p> <p>個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的を実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
②対応方法	受付票を残し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<p>本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外は入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p>本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。(本人確認は、二重チェック体制により審査する。)</p> <p>総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外は入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p> <p>ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</p>		
平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口端末においてはプライバシーフィルターを貼り、外部から見えないようにするとともに、端末を一定時間使用しない場合、シャットダウンすることとする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口端末においてはプライバシーフィルターを貼り、外部から見えないようにするとともに、端末を一定時間使用しない場合、シャットダウンすることとする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。</li> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>		

<p>平成28年12月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	<p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実に行う。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。</p>		
<p>平成29年4月1日</p>	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長</p>	<p>介護保険課長 新甫 節子</p>	<p>介護保険課長 福重 ひとみ</p>	<p>事後</p>	<p>事前の提出・公表ができないため</p>
<p>平成31年4月1日</p>	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名</p>	<p>介護保険課長 福重 ひとみ</p>	<p>課長</p>	<p>事前</p>	

<p>令和2年4月1日</p>	<p>I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能</p>	<p>介護保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【資格賦課情報管理】 ・被保険者の介護保険資格を管理する機能 ・被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能 ・所得情報から保険料を決定し、通知する機能 【徴収情報管理】 ・保険料の収納状況を把握・管理する機能 ・保険料の過誤納の還付や充当を行う機能 ・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を把握・管理する機能 ・滞納者に給付制限を行う機能 【認定情報管理】 ・被保険者の認定情報を管理する機能 【給付情報管理】 ・給付実績を管理する機能 ・給付実績から高額介護サービス費対象者を把握・管理する機能 ・給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能 ・事業所情報を管理する機能</p>	<p>介護保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【資格賦課情報管理】 ・被保険者の介護保険資格を管理する機能 ・被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能 ・所得情報から保険料を決定し、通知する機能 【徴収情報管理】 ・保険料の収納状況を把握・管理する機能 ・保険料の過誤納の還付や充当を行う機能 ・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を把握・管理する機能 ・滞納者に給付制限を行う機能 【認定情報管理】 ・被保険者の認定情報を管理する機能 【給付情報管理】 ・給付実績を管理する機能 ・給付実績から高額介護サービス費対象者を把握・管理する機能 ・給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能 ・事業所情報を管理する機能 ・負担限度額認定を管理する機能 ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減を管理する機能 ・居宅介護(予防)住宅改修を管理する機能 ・特定(介護予防)福祉用具購入を管理する機能</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和5年4月1日</p>	<p>IV開示請求、問い合わせ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法</p>	<p>都城市個人情報保護条例第20条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第77条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。</p>	<p>事後</p>	